ダイジェスト版 (2023年2月現在)

# **│ 一目でわかる! || インボイス**

ほとんど 全ての事業者に 影響が あります!

## 発行・登録どうする?

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。登録申請はもう始まっています。

#### インボイスって何?



#### どんな請求書なの?

現在の「区分記載請求書」に、インボイス登録番号、 適用税率、適用税率ごとの消費税額の3つを追加記載し たものになります。

#### ■ インボイス(適格請求書)



#### 導入までのスケジュール

インボイス発行事業者になるには税務署への登録が必要です。

制度開始時から導入するには、**令和5年9月30日**までに登録申請をすませる必要があります。

令和3年 10月1日 登録は

始まっています

令和5年 9月30日 制度スタート 令和5年 10月1日

令和8年 10月1日 令和11年 9月30日

できません

制度の

区分記載請求書等保存方式

制度の開始時から導入する ならこの日までに!

ASCOUL CIC:

免税事業者からの仕入れ控除可能期間

適格請求書(インボイス)等保存方式

#### 免税事業者からの仕入控除

インボイス導入後は、原則として免税事業者との 取引では仕入税額控除はできません。

ただし、当初6年間は、一定割合を仕入控除できます。区分記載請求書等の保存と、経過措置の適用を受けることを記載した帳簿の保存が必要です。

当初3年間<br/>令和5年10月1日~令和8年9月30日80%<br/>控除可能次の3年間<br/>令和8年10月1日~令和11年9月30日50%<br/>控除可能

#### ② 全国商工会連合会

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号 有楽町電気ビル北館19階 URL https://www.shokokai.or.jp/

令和11年10月1日以降

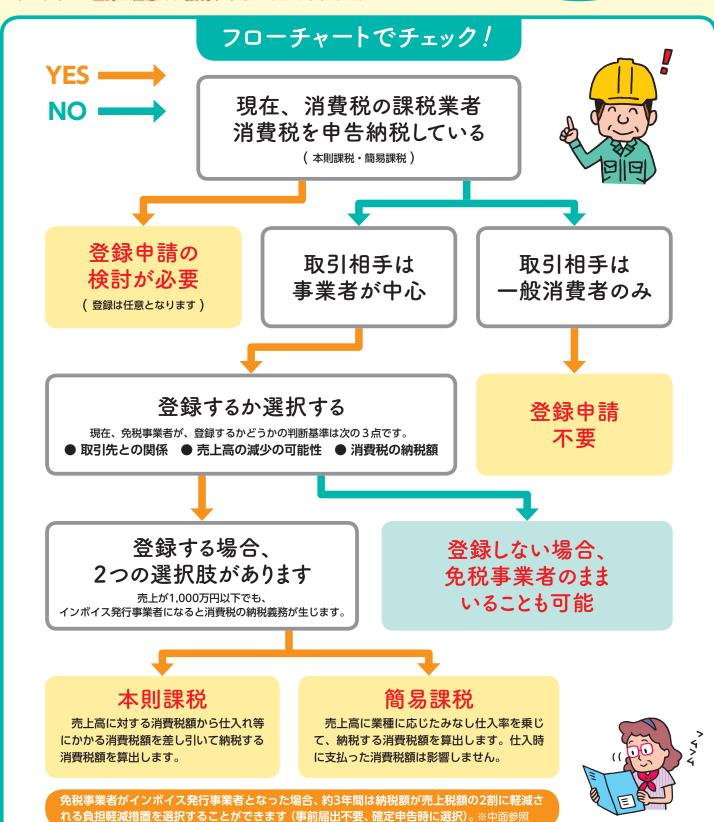
#### 登録するかどうかは選べる?

免税事業者については、事業者が「登録するかどうかを判断する」 こととなり、下のチャートのような選択肢が考えられます。自分 に当てはめて、フローチャートでチェックしてみましょう。

登録しない場合には、自社の取引にどのような影響があるか、 あらかじめ考えておく必要があります。

※インボイスの登録は任意で、強制するものではありません。





詳しくは、冊子版「一目でわかる! インボイスの手引き」をご覧ください。

H\_インボイス制度チラシ2023\_A3.indd 2 W210×H297 W210×H297 Dyal\_X4\_CS5.5\_CC H\_インボイス制度チラシ2023\_A3.indd 3 W210×H297 W210×H297 Dyal\_X4\_CS5.5\_CC

### インボイス制度には

### 支援措置があります!

免税事業者が課税事業者になる場合の税負担の軽減、 少額取引における経理事務の負担軽減、 各種補助金制度などがあります。



#### 免税事業者からインボイス発行事業者になった場合

一定期間、納税額が売上税額の2割に軽減されます

対象者

免税事業者からインボイス発行事業者になった方

(2年前 (基準期間) の課税売上が1,000万円以下などの要件を満たす方)

対象期間

令和5年10月1日~令和8年9月30日を含む課税期間 ※個人事業者は、令和5年10月~12月の申告から令和8年分の申告までが対象



● 売上700万円 (税額70万円)、経費300万円 (税額30万円) ※サービス業 の場合の例

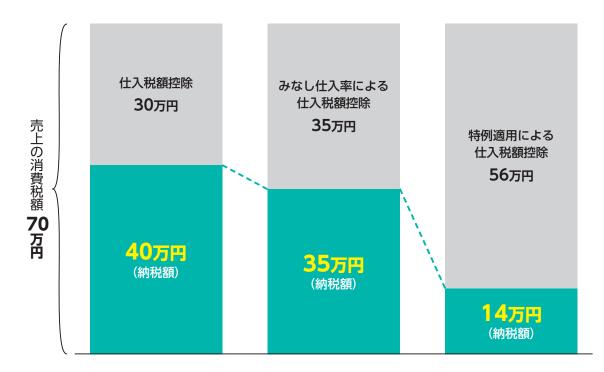
本則課税の場合

70万円-30万円 =**40万円**  簡易課税の場合

70万円-35万円\*

=35万円

**一 <b>33**万円 ※サービス業のみなし仕入率は 特例適用の場合 70万円×2割 =**14万円** 



#### 少額取引はインボイスを保存しなくてもOK

1万円未満の課税仕入(経費等)は、インボイスの保存がなくても 帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます。

対象者

2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下または 1年前の上半期(個人は1月~6月)の課税売上が5,000万円以下の方

対象期間

令和5年10月1日~令和11年9月30日



#### 1万円未満の値引き、返品などは返還インボイス不要

1万円未満の値引きや返品などは、返還インボイスを交付しなくてもOK。 振込手数料分を値引き処理する場合も対象です。

対象者

すべての方

対象期間

適用期限はありません



#### インボイスの登録で補助金が加算

免税事業者がインボイス発行事業者に登録すると、 持続化補助金の補助上限額が一律50万円加算されます。

対象者

小規模事業者

補助対象

税理士相談費、機械装置導入費、広報費、展示会出展費、開発費、 委託費など

補助上限

100~250万円 (インボイス発行事業者の登録で50万円加算) ※通常:50~200万円 (補助率2/3以内)、一部の類型は3/4以内



#### 安価な会計ソフトもIT導入補助金の対象に

IT導入補助金※の補助下限額が撤廃されました。※デジタル化基盤導入類型

対象者

中小企業・小規模事業者など

補助対象

ソフトウエア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウエア 購入費など

補助額

ITツール:~50万円(補助率3/4以内)、

50~350万円(補助率2/3位内) ※下限額を撤廃 PC・タブレットなど:~10万円(補助率1/2以内)

レジ・券売機など:~20万円(補助率1/2以内)

